

宮城県文化芸術の力による心の復興支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、東日本大震災による被災者が、他者とのつながりや、生きがいをもって前向きに生活することができるよう、文化芸術を活用した被災者支援事業に要する経費について、その実施主体に対し、予算の範囲内において、宮城県文化芸術の力による心の復興支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

第2 助成金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する、本助成金の趣旨に合致する活動を行う芸術家等の個人（以下「助成事業者」という。）とする。

- (1) 所在地が明らかであること。
- (2) 会計経理が明確であること。
- (3) 一定の活動実績または見込みがあること。
- (4) 活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。
- (5) 宗教活動又は政治活動（政策提言活動を除く）を主たる目的としていないこと。
- (6) 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと。
- (7) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等の統制の下にないこと。
- (8) 犯罪行為、その他公序良俗に反する行為など助成金を交付するにふさわしくないと認められる行為を行っていないこと。

(助成対象事業)

第3 助成金の対象となる事業は、文化芸術を活用した被災者支援事業とし、その内容は別表のとおりとする。

(助成対象経費及び助成額)

第4 助成金の助成対象経費は、助成事業に要する別表に定める経費とし、その額は同表に定める上限以内で事業の合計実支出額から寄付金その他の収入を控除した額と知事が必要と認めた額とを比較して少ない額とする。なお、助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成対象期間)

第5 助成金の対象期間は、交付決定の日から事業完了の日若しくは事業の廃止の承認を受けた日又は交付の決定のあった日の属する年度末のいずれか早い日までとする。

(交付申請)

第6 規則第3条第1項の規定による交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出

期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額明細書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 経歴書（様式第5号の2）
- (5) 本人確認書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

（交付の条件）

第7 助成事業者は、助成対象事業の内容を変更する場合には、助成事業変更申請書（様式第6号）により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りではない。

- (1) 助成金交付決定額の20%以上の減額を伴う変更
 - (2) 助成対象事業の内容の重大な変更
- 2 助成対象事業の全部を中止し、又は廃止する場合には、助成事業中止（廃止）申請書（様式第7号）により、知事の承認を受けなければならない。
- 3 助成対象事業が予定の期限内に完了しない場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合においては、助成事業遂行状況報告書（様式第8号）により、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

（状況報告）

第8 知事は、必要があると認める場合は、助成事業者に対して進捗状況等の報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員による帳簿その他の関係書類の検査、若しくは関係者への質問をすることができる。

（実績報告）

第9 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書の様式は、様式第9号によるものとする。

2 前項の事業実績報告書は、事業完了日（事業廃止について知事の承認を受けた場合は、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は助成金交付年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績調書（様式第10号）
- (2) 事業成果報告書（様式第11号）
- (3) 収支決算書（様式第12号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（交付方法）

第10 助成金は、規則第13条に規定する助成金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が助成事業遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書きの規定により、概算払いにより交付できるものとし、その請求書の様式は様式第13号によるものとする。

2 助成金の額の確定に伴う請求書の様式は、様式第14号によるものとする。

(助成金の取り消し)

第11 知事は、助成事業者が前条までの規定に違反したと認める場合は、交付した助成金の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、助成事業について助成金の額の確定があった後においても適用することがある。

(助成金の返納)

第12 知事は、助成金の交付を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除額の確定に伴う助成金の返還)

第13 助成事業者は、助成対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第15号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管等)

第14 助成事業者は、助成対象事業に係る収入及び支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成対象事業が終了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(書類の提出部数)

第15 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、各1部とする。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月22日から施行し、平成28年度予算に係る助成金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該助成金にかかる予算が成立した場合に、当該助成金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月14日から施行し、平成28年度予算に係る助成金に適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月26日から施行し、平成29年度予算に係る助成金に適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月9日から施行し、平成31年度予算に係る助成金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月3日から施行し、令和2年度予算に係る助成金に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る助成金に適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る助成金に適用する。

別表（第3，第4関係）

事業内容	1事業あたりの上限額	助成率	対象経費
<p>文化芸術活動により被災者の心の癒しや参加者同士の交流につながるなど、心の復興への効果が期待される取組であり、次のいずれの条件も満たしているものとする。</p> <p>(1) 多くの被災者及び関係する地域住民等の参加が見込まれる取組であること。</p> <p>(2) 被災者のニーズに対応した取組であること。</p> <p>(3) 国及び宮城県以外の地方公共団体が行う被災者支援総合事業（「心の復興」事業）の補助を受けていない事業であること。</p> <p>(4) 事業の主たる内容を一括して外部に委託する事業でないこと。</p>	150千円	10/10	事業の実施に直接必要となる次の経費とする。 報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料、賃借料のうち、知事が必要と認める経費。